

懲戒処分について（公表）

美 作 市

次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

令和8年7月15日

事案 人身傷害を伴う交通事故について

処分対象者及び処分内容

美作市市民生活部 女性職員(係長級：年齢 43 歳)に、懲戒処分（戒告）を行いました。

処分年月日

令和8年7月15日

処分に至った事実の概要

- 令和8年2月5日、私用車を運転中、岡山県岡山市東区瀬戸町瀬戸地内の交差点を右折進行した際、横断歩道上を横断していた自転車に衝突し、運転していた事故相手方を自転車もろとも路上に転倒させる人身事故を起こし、事故相手方に全治約2か月間を要する傷害を負わせました。
- その後、令和8年6月25日、岡山簡易裁判所から、過失運転致傷により罰金40万円の略式命令を受けました。
- 本件事案について、美作市職員分限懲戒等審査会の審査を踏まえ、全体の奉仕者として公務員の信用失墜行為に該当するものとして、地方公務員法及び美作市職員懲戒処分の基準に関する要綱の規定に基づき処分を行うものです。

本人コメント

このたび、私が起こした交通事故により、被害者や関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

今後、このような事故を起こさないよう、交通法令を遵守し、安全運転及び交通事故防止に取り組んでまいります。

市長コメント

このたび、本市職員が起こした交通事故につきましては、公務員としての自覚を欠く行為であり、被害者並びに関係者の皆様に対し心よりお詫び申し上げます。

今後は、全職員、より一層、交通法令の遵守及び安全運転の徹底を図り、交通事故防止に全力で取り組んでまいります。

以上